



# 平成30年度環境省重点施策

平成29年12月  
環 境 省

## 目 次

平成 30 年度 環境省予算（案）の概要	1
平成 30 年度 環境省重点施策	2
（基本的方向）	2
（気候変動対策）	
（環境再生・資源循環）	
（自然共生）	
（安全の確保）	
1. 環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた政策展開	3
（1）新たな成長につながる気候変動対策	
（2）国内外における資源循環の更なる展開	
（3）自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長	
（4）中長期的な企業価値向上にも資する環境金融の主流化	
（5）環境分野からの人口減少・高齢化社会への対応	
（6）環境分野からの国土強靱化への対応	
（7）環境インフラの海外展開	
（8）各主体の SDGs 取組推進のための施策	
2. 国内外で進める気候変動対策	6
（1）抜本的なカーボンゼロ・再生可能エネルギー導入	
（2）カーボンゼロに向けた徹底した省エネルギー等の推進等	
（3）フロン類対策の強化	
（4）中長期的低炭素化取組の推進	
（5）優れた低炭素技術の海外展開等による途上国等への国際貢献	
（6）気候変動適応策の強化と適応ビジネスの推進	
3. 被災地の着実な環境再生の推進と国内外における資源循環の展開	10
（1）福島環境再生・創生	
（2）東日本関係地域における取組	
（3）国内外における資源循環・適正処理の更なる展開	
（4）環境分野からの国土強靱化への対応	

4. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生 . . . . .	12
(1) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長	
(2) 生物多様性の確保	
5. 安全で豊かな環境基盤の整備 . . . . .	14
(1) 地域・暮らしを支える廃棄物対策	
(2) 安全な暮らしの確保	
<b>平成 30 年度 環境省関係税制改正について</b> . . . . .	17
<b>平成 30 年度 環境省機構・定員（案）の概要</b> . . . . .	24

※ 本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計において計上する予算であり、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計において計上する予算である。

## 平成30年度環境省予算(案)の概要

### 【一般会計】

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算案	平成30年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
<b>一般政策経費等</b>	<b>1,484</b>	<b>624</b>	<b>1,491</b>	<b>100%</b>

### 【エネルギー対策特別会計】

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算案	平成30年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
<b>エネルギー対策特別会計</b>	<b>1,540</b>	<b>10</b>	<b>1,575</b>	<b>102%</b>

### 小 計

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算案	平成30年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
<b>一般会計+エネルギー対策特別会計</b>	<b>3,024</b>	<b>634</b>	<b>3,065</b>	<b>101%</b>

### 【東日本大震災復興特別会計】

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算案	平成30年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
<b>東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)</b>	<b>7,167</b>	<b>0</b>	<b>6,526</b>	<b>91%</b>

### 合 計

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算案	平成30年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
<b>合 計</b>	<b>10,191</b>	<b>634</b>	<b>9,591</b>	<b>94%</b>

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

## 平成30年度環境省重点施策

### (基本的方向)

今日の環境問題は、気候変動、資源循環、さらには原子力災害による汚染など、人類のあらゆる社会経済活動から生じうる、多様で複雑なものとなっている。そうした環境上の諸課題に最大限取り組むことが環境省の任務であり、そうした諸課題に取り組むことが、社会経済上の諸課題をも同時に解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な社会を実現する「新たな成長」の牽引力となる時代に入ってきており、第五次環境基本計画の策定にあたって重要な視点の一つとなっている。

たとえば、環境ビジネスが成長分野の主軸となることで、環境上の課題を解決するための取組が、同時に経済成長という社会経済上の課題の解決にもつながり、それによりもたらされた成長が環境保全の更なる推進力となる、という環境問題と社会経済問題の同時解決と好循環が実現する社会へと進めていく。「持続可能な開発目標（SDGs）」も踏まえ、経済面のみならず、社会のあらゆる面において環境との同時解決を実現する社会こそが、真に豊かな社会となる、という発想の政策展開を図り、技術、経済・社会システムやライフスタイルも含めたイノベーションを進めることが求められている。

そして、環境問題の解決に当たっては、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を統合的に実現する循環共生型社会を目指し、それぞれ諸課題に取り組んでいくことはもとより、資源循環や地域の自然の保全に向けた取組が温室効果ガスの排出削減にもつながる、といった統合的なアプローチをとることが重要になる。

### (気候変動対策)

とりわけ、気候変動問題は、人類の脅威とも言える環境問題であり、最大限取り組むべき課題の一つである。そして、その原因の大宗を占める二酸化炭素の人為的排出が、化石燃料の使用という我々の社会経済活動を支えている活動に起因している以上、同時解決の視点が欠かせない。

平成28年11月に発効したパリ協定の下、気候変動問題について、先進国がリーダーシップを発揮しながら、各国が取組を着実に進展させていくことが重要である。米国のパリ協定からの脱退表明にかかわらず、我が国としては、世界をリードしていく覚悟で、揺らぐことなく国内の大幅排出削減に取り組むとともに、低炭素技術の海外展開により世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。そしてそのことが、我が国の経済成長や、地域の自然資源の再生可能エネルギーとしての活用を通じた地方創生など、我が国の諸課題の同時解決につながるという好循環を生み出す。

### (環境再生・資源循環)

新たに設置された「環境再生・資源循環局」の下、帰還困難区域における特定復興再

生拠点区域の整備に必要な取組を実施するなど、福島を始めとして原子力災害からの環境再生に向けた取組を一元的に進めるとともに、資源循環政策との融合を進めて、一層加速化させていく。

また、ライフサイクル全体の徹底した資源循環と廃棄物の発生抑制・適正処理の推進は、我が国における資源制約の克服、さらには国内外の資源循環ビジネスの成長や地域の活性化を通じた社会経済問題との同時解決という好循環を生み出す。

## **(自然共生)**

多様な生態系と景観を持つ豊かな我が国の自然環境を保全していくに当たっては、希少種の保全や外来種の防除等の保全施策本来の取組を一層進めるとともに、自然資源を活かしたインバウンド対策や地方創生などの取組を進め社会経済問題の解決にもつなげていく。これにより、質の高い自然と、その自然と人間が共生する生活文化も含めて保全、発展していくという意識を高め、さらなる自然環境の保全の推進力となるという好循環を生み出す。

## **(安全の確保)**

さらには、私たちの暮らしを支える安全で、豊かな環境の基盤整備に向け、大気・水・土壌環境の保全、化学物質による環境リスクの低減や、公害健康被害対策等にも引き続き取り組む必要がある。

こうした認識の下、具体的には、以下の施策を重点的に展開していく。

# **1. 環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた政策展開**

平成27年9月、深刻化する気候変動、貧困や飢餓、地球規模の健康への脅威、頻繁かつ甚大な自然災害など世界の諸課題を解決するため、「持続可能な開発目標（SDGs）」をその中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連総会で採択された。これを受け、平成28年12月、我が国としてSDGsの実施に率先して取り組むべく、SDGs推進本部（本部長：内閣総理大臣）において、SDGsの実施のための指針（SDGs実施指針）が決定された。

環境上の諸課題に取り組むことが、社会経済上の諸課題をも解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な社会を実現する「新たな成長」の牽引力となる。SDGsの理念も活用したこのような考え方に立ち、省・再生可能エネルギーの導入・展開などの排出削減策や気候変動適応策、資源循環の更なる展開、自然環境の保全・再生をはじめとした様々な対策により環境上の諸課題を解決することこそが、経済成長のみならず地域活性化、高齢化対応、国土強靱化など社会経済の諸課題をも同時に解決し、我が国の新たな成長に寄与していく。このような視点から、環境省として以下を主要とする施策に取り組んでいく。

## (1) 新たな成長につながる気候変動対策

### ① 省・再生可能エネルギーの導入・展開などの排出削減策

- 【主な措置の例】 (金額は百万円単位)
- ・(新) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業 (経済産業省・一部国土交通省連携事業) 【エネ特】8,500( 0)
  - ・(新) グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業 【エネ特】950( 0)
  - ・(新) 環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業 【エネ特】800( 0)

### ② 気候変動適応策の強化と適応ビジネスの推進

- 【主な措置の例】 (金額は百万円単位)
- ・適応策の推進のための法的措置の検討
  - ・気候変動影響評価・適応推進事業 850 ( 702)

上記のほか、「2. 国内外で進める気候変動対策」参照

## (2) 国内外における資源循環の更なる展開

- 【主な措置の例】 (金額は百万円単位)
- ・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業 237 ( 207)
  - ・(新) IT 等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業 【エネ特】50( 0)

上記のほか、「3. 被災地の着実な環境再生の推進と国内外における資源循環の展開」参照

## (3) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長

- 【主な措置の例】 (金額は百万円単位)
- ・国立公園満喫プロジェクト等推進事業 【一部エネ特】11,700 (10,019)  
【29年度補正】 2,000

上記のほか、「4. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生」参照

#### (4) 中長期的な企業価値向上にも資する環境金融の主流化

##### ①ESG投資<sup>1</sup>など環境金融の充実・強化

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・環境情報を活用したESG投資などの拡大

【一部エネ特】383(285)

##### ②グリーンボンド<sup>2</sup>への支援

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・(新)グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業(再掲)

【エネ特】950(0)

#### (5) 環境分野からの人口減少・高齢化社会への対応

##### ①森里川海プロジェクトの展開など地域循環共生圏による地域活性化

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・地域循環共生圏構築事業

120(100)

- ・地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)

【エネ特】400(205)

##### ②高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた取組

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・(新)高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務

13(0)

##### ③社会福祉施策と連携したペットの適正飼養対策等の推進

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・動物愛護管理推進費

285(259)

#### (6) 環境分野からの国土強靱化への対応

##### ①大規模災害に備えた廃棄物処理体制の強化・廃棄物処理施設の防災拠点化

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・一般廃棄物処理施設の整備

【一部エネ特】55,255(51,240)

【29年度補正】45,290

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業

325(441)

【29年度補正】339

<sup>1</sup> 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する情報を考慮した投資、いわゆる「ESG投資」

<sup>2</sup> 企業や地方自治体等が、再生可能エネルギー事業などのグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券



## ②災害に強い分散型污水处理施設としての浄化槽の整備

### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

・浄化槽整備の推進

【一部エネ特】10,021(9,421)

【29年度補正】 1,000

・浄化槽システム強靱化事業費

12( 16)

## (7) 環境インフラの海外展開

### ①「環境インフラ海外展開基本戦略」を踏まえた環境インフラ輸出の戦略的展開の推進

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

・環境国際協力推進費

190( 188)

・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成

【一部エネ特】603( 590)

・アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金

66( 45)

・我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

84( 84)

・アジア水環境パートナーシップ事業

82( 82)

・環境影響評価国際展開促進費

30( 31)

### ②二国間クレジット制度(JCM)の着実な推進

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

・二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業及び基盤整備事業

【エネ特】9,734(9,720)

## (8) 各主体のSDGs取組推進のための施策

### 【主な措置の例】

(金額は百万円単位)

・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の普及促進

61( 27)

・途上国におけるSDGs実施支援を基軸とした国際協力の展開(ODA)

63( 45)

・地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業

45( 69)

## 2. 国内外で進める気候変動対策

平成28年11月にパリ協定が発効し、途上国も含めた世界全体が気候変動の脅威に対し取り組む潮流ができています。我が国としては、パリ協定の下、優れた低炭素技術・ノウハウを活かしつつ、経済・社会システムやライフスタイルも含めたイノベーションを進める。国内においては、2030年目標(2013年度比26%削減)の着実な達成に向けて取り組むとともに、長期戦略の検討を含め長期目標(2050年80%削減)の実現を目指して大幅削減を進めることに加え、我が国の技術の海外展開等により世界全体の削減に最大限貢献する。我が国は、このような、更なる経済成長につながる取組を本格的に進めるフェーズに入っている。

このため、地球温暖化対策計画に基づき、「再生可能エネルギー活用によるCO2削減

加速化戦略」(中間報告)も踏まえつつ、省エネ・蓄エネと組み合わせた抜本的な再生可能エネルギーの導入を軸としたあらゆる政策手段の動員により、地方自治体、企業、国民各層と幅広く連携しながら、家庭、業務、運輸、産業、エネルギー転換などの部門ごとの取組を進めることで着実な国内削減につなげるとともに、我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電からの排出の抑制を図る。さらに、カーボンプライシングの検討、技術革新やその社会実装、CCSに係る技術開発などの長期大幅削減に向けた取組も進める。さらに、環境インフラ海外展開基本戦略に基づき二国間クレジット制度(JCM)等による優れた環境技術の海外展開を図る。適応策については、気候変動の影響への適応計画を推進するとともに、充実・強化に向けた、法的措置の検討を行う。

## (1) 抜本的なカーボンゼロ・再生可能エネルギー導入

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(一部経済産業省・農林水産省連携事業) 【エネ特】5,400(8,000)
  - ・(新)グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業(再掲) 【エネ特】950(0)
  - ・再エネ等を活用した水素社会推進事業 【エネ特】3,480(4,498)
  - ・再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業) 【エネ特】2,570(1,000)
  - ・(新)水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 【エネ特】1,000(0)
  - ・(新)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業(再掲) 【エネ特】800(0)
  - ・風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業 【エネ特】400(300)
  - ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 【エネ特】3,000(3,000)
  - ・地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業 【エネ特】580(332)
  - ・地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業 【エネ特】200(100)

## (2) カーボンゼロに向けた徹底した省エネルギー等の推進等

### ① 民生部門での省エネ等(住宅・建築物、国民運動「COOL CHOICE」等)

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・(新)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業(経済産業省・一部国土交通省連携事業)(再掲) 【エネ特】8,500(0)
  - ・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業(国土交通省連携事業) 【エネ特】1,700(3,500)
  - ・業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業(一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・総務省連携事業) 【エネ特】5,000(5,000)
  - ・公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業 【エネ特】2,600(2,600)

- ・低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業  
【エネ特】3,000(2,000)
- ・木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業（農林水産省連携事業）  
【エネ特】2,000(2,000)
- ・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業  
【エネ特】3,270(3,200)
- ・地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」推進・普及啓発事業  
【エネ特】1,500(1,650)
- ・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費  
33(33)

## ②物流部門での省エネ

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・物流分野におけるCO2削減対策促進事業(国土交通省連携事業) 【エネ特】1,765(3,700)
  - ・船舶・トラックにおける低炭素化の推進(国土交通省・経済産業省連携事業)  
【エネ特】4,295(3,965)

## ③バリューチェーン全体での大幅排出削減の促進

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業  
【エネ特】540(414)

## ④廃棄物発電を含めた廃棄物処理システム全体における低炭素化

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援  
【エネ特】3,500(3,500)
  - ・省CO2型リサイクル等設備技術実証事業  
【エネ特】500(500)
  - ・廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業  
【エネ特】900(610)
  - ・中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業  
【エネ特】750(550)

## (3) フロン類対策の強化

### ①改正モントリオール議定書への対応を含め上流から下流までのフロン類の総合的な対策強化に向けた制度的検討

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・フロン類の総合的な対策強化に向けた制度的検討
  - ・フロン等対策推進調査費  
254(234)

## ②脱フロン・省エネ型自然冷媒機器の導入加速化

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業  
(一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業) 【エネ特】6,500(6,300)
- 【29年度補正】 1,000

## (4) 中長期的低炭素化取組の推進

### ①カーボンプライシングに係る検討

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・カーボンプライシング導入可能性調査事業 【エネ特】250( 250)
  - ・税制全体のグリーン化推進検討経費 35( 26)

### ②イノベーションの促進をはじめとする長期大幅削減に資する取組の推進

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業  
【エネ特】2,500(2,500)
  - ・セルロースナノファイバー(CNF)等の次世代素材活用推進事業  
(経済産業省・農林水産省連携事業) 【エネ特】3,900(3,900)
  - ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業(再掲) 【エネ特】3,000(3,000)
  - ・CCSによるカーボンマイナス社会推進事業(一部経済産業省連携事業)  
【エネ特】5,250(6,000)

### ③石炭火力発電からの排出の抑制をはじめとするエネルギー転換部門の低炭素化

- ・CO2 中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業  
【エネ特】150( 150)

## (5) 優れた低炭素技術の海外展開等による途上国等への国際貢献

- 【主な措置】 (金額は百万円単位)
- ・二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業及び基盤整備事業(再掲)  
【エネ特】9,734(9,720)
  - ・環境国際協力推進費(再掲) 190( 188)

## (6) 気候変動適応策の強化と適応ビジネスの推進

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・適応策の推進のための法的措置の検討(再掲)
- ・気候変動影響評価・適応推進事業(再掲) 850(702)
- ・環境研究総合推進費関係経費(うち、適応関連研究経費)5,107の内数(5,293の内数)
- ・国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金(うち、適応関連研究経費)13,370の内数(12,216の内数)

## 3. 被災地の着実な環境再生の推進と国内外における資源循環の展開

東日本大震災から6年、復興・創生期という新たなステージを迎える中、原子力災害からの環境再生については、平成28年度までに計画に基づく面的除染をおおむね完了したが、引き続き、中間貯蔵施設の整備、施設への継続的な搬入、仮置場の解消の推進等が求められている。また、平成29年度は、各事業主体の連携により特定復興再生拠点区域における除染・解体とインフラ整備等とを一体的に進めること等を内容とする福島復興再生特措法の一部改正法が成立し、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備の取組の方向性が示された。あわせて、環境省の組織体制について、廃棄物の適正処理や3R等に知見、経験を有する廃棄物・リサイクル対策部と、除染、中間貯蔵施設の整備等を担当する部局を一元化した「環境再生・資源循環局」を立ち上げた。

こうした状況を受け、福島復興・再生、また、福島県以外の指定廃棄物等の着実な処理、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策等について、取組を一層充実させる。

また、平成29年に成立した廃棄物処理法・バーゼル法の一部改正法や新たに策定する次期循環基本計画を推進するため、国内外のライフサイクル全体での徹底した資源循環や優良な産業廃棄物処理業者の育成、排出事業者責任の徹底など適正処理を進める。その一環として、都市鉱山からの資源回収を加速化するため、小型家電からのリサイクルメダルプロジェクトを推進する。加えて廃棄物処理、浄化槽等の、我が国の優れた技術の海外展開を積極的に図り、アジアをはじめとした途上国における循環型社会の構築や健全な水循環の確保に貢献するとともに、我が国の循環産業の発展に資する。

### (1) 福島環境再生・創生

#### ① 特定復興再生拠点区域における環境再生の取組の着実な実施

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・特定復興再生拠点整備事業 【復興特】69,037(30,904)

②中間貯蔵施設の整備、施設への継続的な搬入、除去土壌等の処理、除去土壌等の減容・再生利用に向けた取組、仮置場の解消の推進

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・中間貯蔵施設の整備等	【復興特】279,902(187,561)
・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施	【復興特】121,212(285,464)

③福島環境再生を契機とした産業・まち・暮らしの創生

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・(新)低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業	【エネ特】200( 0)
・低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援(再掲)	【エネ特】3,500(3,500)
・省CO2型リサイクル等設備技術実証事業(再掲)	【エネ特】500( 500)

(2) 東日本大震災関係地域における取組

①指定廃棄物等の処理の着実な推進等

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	【復興特】145,542(185,123)
・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業	【復興特】416( 192)

②リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・放射線健康管理・健康不安対策事業費	1,300(1,329)

(3) 国内外における資源循環・適正処理の更なる展開

①一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備(循環交付金)

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・一般廃棄物処理施設の整備(再掲)	【一部エネ特】55,255(51,240) 【29年度補正】 45,290
・浄化槽整備の推進(再掲)	【一部エネ特】10,021(9,421) 【29年度補正】 1,000

②改正廃棄物処理法・バーゼル法の着実な施行等

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・電子マニフェスト普及拡大事業	99( 90)
・バーゼル条約実施等経費	34( 34)
・廃棄物等の越境移動の適正化推進費	47( 58)
・産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業	100( 100)

③都市鉱山を活用した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのリサイクルメダルプロジェクトの推進

【主な措置】 (金額は百万円単位)

・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業(再掲) 237(207)

④SDGs等を踏まえた食品ロス対策・食品リサイクルの推進

【主な措置】 (金額は百万円単位)

・食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費 70(68)

⑤リペア&リユース等に着目した低炭素型資源循環モデルの創出支援

【主な措置】 (金額は百万円単位)

・(新) IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業(再掲)

【エネ特】 50(0)

⑥廃棄物処理、浄化槽等の環境インフラの輸出戦略の推進(1.(7)参照)

(4) 環境分野からの国土強靱化への対応(1.(6)参照)

#### 4. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生

日本の国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図り、海外に向けた効果的な広報を行うことにより、訪日外国人の国立公園利用者数の増加を図る「国立公園満喫プロジェクト」について先行している公園の取組を着実に実施し、横展開を推進する。これにより、国立公園の保護と利用の好循環を生み出し、優れた自然を守りつつ、地域振興や地域活性化に資する。

平成29年に成立した種の保存法の一部改正法を踏まえ、企業や関係団体との連携強化を図りつつ、国内希少野生動植物種の保全施策を里地里山等の関連施策と一層連動させるとともに、象牙等の国際希少野生動植物種の流通管理を強化すること等により、希少種の保全を更に強力に進める。平成35年度までに個体数の半減を目指すとの目標に向け、イノシシ・シカの捕獲強化と利活用の推進を図る。

ヒアリ等の外来種について、関係省庁と連携し正確な知識の周知を徹底するとともに、水際対策を強化して防除を進める。

また、平成29年8月に国内発効した名古屋議定書の国内担保措置として環境省ほか5省で定めるABS<sup>3</sup>指針の実施に必要な環境整備を図り、遺伝資源の適切な研究開発と利活用を推進する。

これらにより、人といきものとの共生を目指し、生物多様性の世界目標である愛知目標を達成し、共生と循環に基づく社会を実現するための施策を展開する。

## (1) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長

### ①国立公園満喫プロジェクトの先行している公園の取組の着実な実施と横展開

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・国立公園満喫プロジェクト等推進事業(再掲)	【一部エネ特】11,700(10,019) 【29年度補正】 2,000

### ②森里川海プロジェクトの展開など地域循環共生圏による地域活性化(1.(5)①参照)

### ③名古屋議定書の実施を通じた遺伝資源の適切な研究開発の推進

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	41( 41)

## (2) 生物多様性の確保

### ①国内希少野生動植物種の保全施策と他の関連施策との連動的な展開及び企業や関係団体との連携強化

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・生物多様性保全推進支援事業	95( 75)
・希少種保護推進費	678( 662)
・(新)里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	19( 0)
・サンゴ礁生態系保全対策推進費	31( 30)

### ②象牙等の国際希少野生動植物種の流通管理の強化

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・国際希少野生動植物種流通管理対策費	38( 36)

<sup>3</sup> 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS : Access and Benefit-Sharing) ]



③指定管理鳥獣（シカ、イノシシ）の捕獲強化と利活用の推進

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・指定管理鳥獣捕獲等事業費	830 ( 800)
	【29年度補正】 700

④ヒアリ等外来種の防除

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・特定外来生物防除等推進事業	522 ( 486)
・外来生物対策管理事業費	157 ( 40)
	【29年度補正】 116
・国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、ヒアリ防除関連研究経費）	13,370の内数（12,216の内数）

## 5. 安全で豊かな環境基盤の整備

将来にわたり地域社会・暮らしを支えるため、一般廃棄物処理施設の更新需要への適切な対応や浄化槽の整備、処分期間内のPCB処分の着実な実施等を進める。

現在・将来の世代が健全で良好な環境の中で暮らしを営む基盤となる安全を確保するための取組、豊かな環境の創出を進める。

大気・水・土壌環境の保全については、G7やG20の場でも取り上げられるなど国内外で大きな課題となっているマイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握や発生抑制対策等に加え、瀬戸内海等きれいで豊かな水環境の保全・管理等に向けた取組を進めるとともに、アスベスト飛散防止対策、微小粒子状物質（PM2.5）の国内対策・越境対策等を推進する。

また、平成29年に改正された土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染に関するリスク管理を一層推進する。

化学物質対策については、水銀に関する水俣条約の発効を受けた国内外の水銀対策や、平成29年に成立した化学物質審査規制法の一部改正法の施行などにより、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減に取り組む。このほか、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）等による環境リスクの実態把握を進める。

また、水俣病に関する総合対策や石綿健康被害の救済など公害健康被害対策等の取組を進める。

### (1) 地域・暮らしを支える廃棄物対策

- ①一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備（循環交付金）（3.（3）①参照）

## ②PCB 処理の着実な実施

### 【主な措置】

- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進等

(金額は百万円単位)

6,336 (5,942)

【29年度補正】 1,810

## (2) 安全な暮らしの確保

### ①海洋・水環境保全対策の推進

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

#### <マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の一層の推進>

- ・海岸漂着物等地域対策推進事業

400 ( 400)

【29年度補正】 2,710

- ・漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

167 ( 126)

#### <きれいで豊かな水環境の保全・管理>

- ・琵琶湖保全再生等推進費

39 ( 30)

- ・湖沼環境対策等推進費

47 ( 37)

- ・豊かな閉鎖性海域の確保に向けた総合的な調査検討

235 ( 230)

- ・有明海・八代海等再生評価支援事業費

132 ( 132)

#### <新たな地下水利用に対応する地下水・地盤環境保全対策>

- ・(新)新たな地下水利用に対応する地下水・地盤環境保全対策

30 ( 0)

### ②アスベスト・微小粒子状物質 (PM2.5) 対策等の推進

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・アスベスト飛散防止総合対策費

61 ( 61)

- ・微小粒子状物質 (PM2.5) 等総合対策費

512 ( 524)

- ・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

284 ( 237)

### ③改正土壌汚染対策法の着実な施行

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・土壌汚染対策費

314 ( 291)

#### ④化学物質による環境リスクの一層の低減

##### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

・化学物質緊急安全点検調査費	254 ( 223)
・化学物質環境実態調査費及びP R T R制度運用・データ活用事業	514 ( 469)
・水銀に関する水俣条約実施推進事業	293 ( 297)
・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	5,054 (4,494)
	【29年度補正】 866
・農薬影響対策費	117 ( 97)

#### ⑤公害健康被害対策、石綿健康被害救済の着実な実施

##### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

・水俣病総合対策関係経費	11,224 (11,611)
・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	232 ( 203)

#### ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催も見据えた熱中症対策

##### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

・熱中症対策推進事業	62 ( 64)
・オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	30 ( 29)

## 平成 30 年度 環境省関係税制改正について

### 1. 税制全体のグリーン化の推進

#### (地球温暖化対策)

- エネルギー課税について、
  - ・ 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当すること
  - ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することとされた。

#### (車体課税)

- 車体課税のグリーン化については、長期検討とされた。

#### (森林・自然の維持・回復)

- 森林吸収源対策については、平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月 14 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 12～14、32～34 頁]

#### 第一 平成 30 年度税制改正の基本的考え方

##### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成 31 年 4 月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、国の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

森林環境税（仮称）については、消費税率 10%への引上げが平成 31 年 10 月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成 35 年度まで行われていること等を考慮し、平成 36 年度から課税する。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、年額 1,000 円とする。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成 31 年度から行う。

平成 35 年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還する。

## 第二 平成 30 年度税制改正の具体的内容

### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

#### (1) 森林環境税（仮称）の創設

##### ① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額 1,000 円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成 36 年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の 10 分の 9 に相当する額は、市町村に対し、当該額の 10 分の 5 の額を私有林人工林面積で、10 分の 2 の額を林業就業者数で、10 分の 3 の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の 10 分の 1 に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

ハ 使途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支

援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成 31 年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

① 平成 31 年度から平成 35 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成 31 年度から平成 33 年度まで	200 億円
平成 34 年度及び平成 35 年度	300 億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

② 平成 36 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成 37 年度から平成 40 年度まで	200 億円
平成 41 年度から平成 44 年度まで	100 億円

(注 1) 平成 36 年度においては、借入金の償還は行わない。

(注 2) 償還額には、平成 31 年度から平成 35 年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

③ 平成 31 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成 31 年度から平成 36 年度まで	100 分の 80	100 分の 20
平成 37 年度から平成 40 年度まで	100 分の 85	100 分の 15
平成 41 年度から平成 44 年度まで	100 分の 88	100 分の 12

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

## 2. 個別のグリーン化措置

### (1) 循環型社会

- **特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【延長】**

[大綱 87～88 頁]

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

- **公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）**

[大綱 64～65 頁]

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ー 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、パーク処理装置を適用対象から除外した上、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。
  - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1（現行：3分の1）
  - ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）
- ー 産業廃棄物処理施設のうち廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設については、課税標準を価格の2分の1（現行：3分の1）とする。

- **廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）**

[大綱 105 頁]

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長することとされた。



## (2) 低炭素社会

### ➤ 省エネ再エネ高度化投資促進税制（法人税、所得税、法人住民税、事業税）

[大綱 82～83 頁]

以下の措置を新設することとされた。

一 青色申告書を提出する法人で特定事業者等であるものが、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の 30% の特別償却（中小企業者等については、取得価額の 7% の税額控除との選択適用）ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20% を上限とする。

一 青色申告書を提出する法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の 20% の特別償却ができることとする。

※「再生可能エネルギー発電設備等」とは、次の資産のうちエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源の利用に資する一定のものをいう。ただし、太陽光、風力、原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次の①の資産及び原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次の②の資産は対象外とする。

① 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産

② 上記①の資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその資産の持続的な利用に必要なもの

### ➤ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

[大綱 65 頁]

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

① 出力が 1,000kw 以上の太陽光発電設備及び出力が 20kw 未満の風力発電設備については、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 4 分の 3（現行：3 分の 2）

ロ その他の資産 4 分の 3 を参酌して 12 分の 7 以上 12 分の 11 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上

6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)

- ② 出力が5,000kw以上の水力発電設備、出力が1,000kw未満の地熱発電設備及び出力が10,000kw以上のバイオマス発電設備については、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2 (現行：2分の1)

ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (現行：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)

➤ **認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置 (登録免許税)**

[大綱 54 頁]

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長することとされた。

➤ **認定長期優良住宅に係る特例措置 (登録免許税、不動産取得税、固定資産税)**

[大綱 54、61、63 頁]

特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税及び不動産取得税の税額の減額措置の適用期限を2年延長することとされた。

➤ **省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置 (固定資産税)**

[大綱 61 頁]

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡以下 (現行：上限なし) とした上、その適用期限を2年延長することとされた。

## 平成 30 年度 環境省機構・定員（案）の概要

### 機 構

#### ○政策立案過程総括審議官（仮称）の新設

→ 政府全体での EBPM 推進体制の強化に対応するため、既存の大臣官房審議官の分掌を見直し、EBPM 関連業務を総括する審議官を振替新設。

※EBPM：統計・データ等に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making）

#### ○国際協力・環境インフラ戦略室長の新設

→ 環境インフラの海外展開のさらなる促進のため、司令塔となる室及び室長を新設。

#### ○福島地方環境事務所の管理体制の強化（別添参照）

→ ハイレベルの連絡調整と高度かつ迅速な判断を行える体制を構築するため、所長を指定職とし、その下に次長、部長を置き、ピラミッド型の管理体制に強化。

定 員： 増員 80 人（本省 11 人、地方 69 人）

→ 平成 30 年度末定員：合理化減等も含め、2,076 人（平成 29 年度末定員 2,037 人）

#### 【主な増員事項】

#### ○本省（恒常 5 人、時限 1 人）

- |                                   |     |            |
|-----------------------------------|-----|------------|
| 1. EBPM 推進のための体制強化                | 1 人 |            |
| 2. 環境金融の一層の促進に向けた体制強化             | 1 人 |            |
| 3. インフラ輸出対策を推進するための体制強化           | 1 人 |            |
| 4. 希少野生動植物種の指定と保存及び取引監視等に関する体制強化  | 2 人 |            |
| 5. 原子力事故における公衆被ばく線量の把握に関する実施体制の整備 | 1 人 | （うち時限 1 人） |

#### ○地方環境事務所（恒常 7 人、時限 32 人）

- |                                      |      |                   |
|--------------------------------------|------|-------------------|
| 1. 地域における気候変動適応策の充実に関する体制強化          | 4 人  | （うち時限 4 人）        |
| 2. 国立公園満喫プロジェクト及び世界遺産登録等の推進に向けての体制強化 | 19 人 | （うち時限 8 人、振替 5 人） |
| 3. 希少野生動植物種の指定と保存及び取引監視等に関する体制強化     | 8 人  | （うち時限 8 人）        |
| 4. 外来生物防除に関する体制強化                    | 5 人  | （うち時限 5 人）        |
| 5. PCB 廃棄物等の早期処理のための体制強化             | 7 人  | （うち時限 7 人）        |
| 6. 廃棄物等の不適正な処理及び輸出入の防止に関する体制強化       | 1 人  |                   |

※国立公園管理事務所等の現場で勤務するレンジャーについては、全体で新たに 25 人を確保

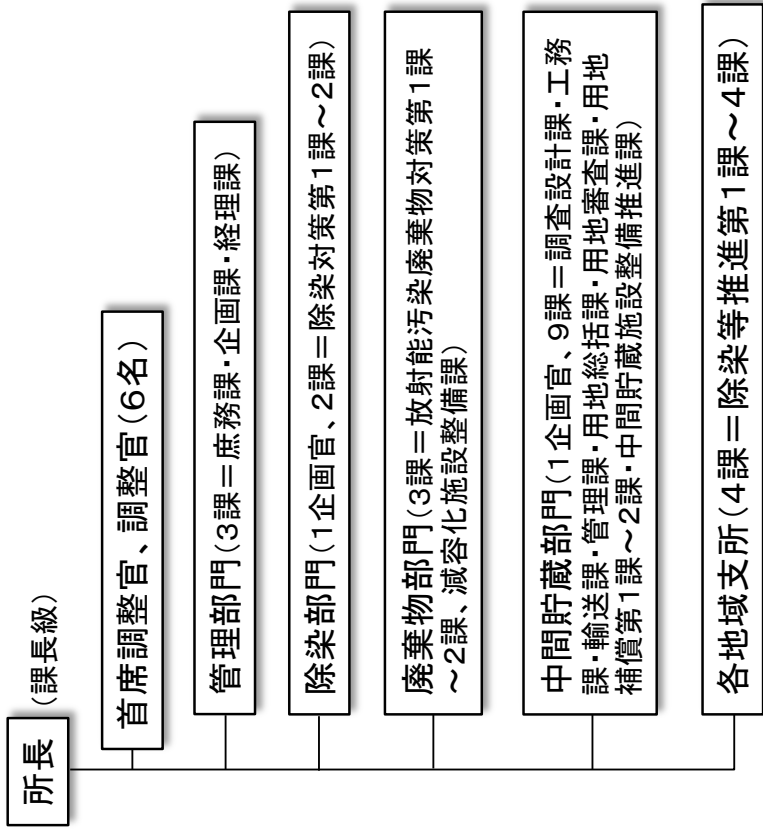
#### ○地方環境事務所・震災復興（時限 9 人）

- |                          |     |            |
|--------------------------|-----|------------|
| 1. 福島地方環境事務所（中間貯蔵等）の体制強化 | 9 人 | （うち時限 9 人） |
|--------------------------|-----|------------|

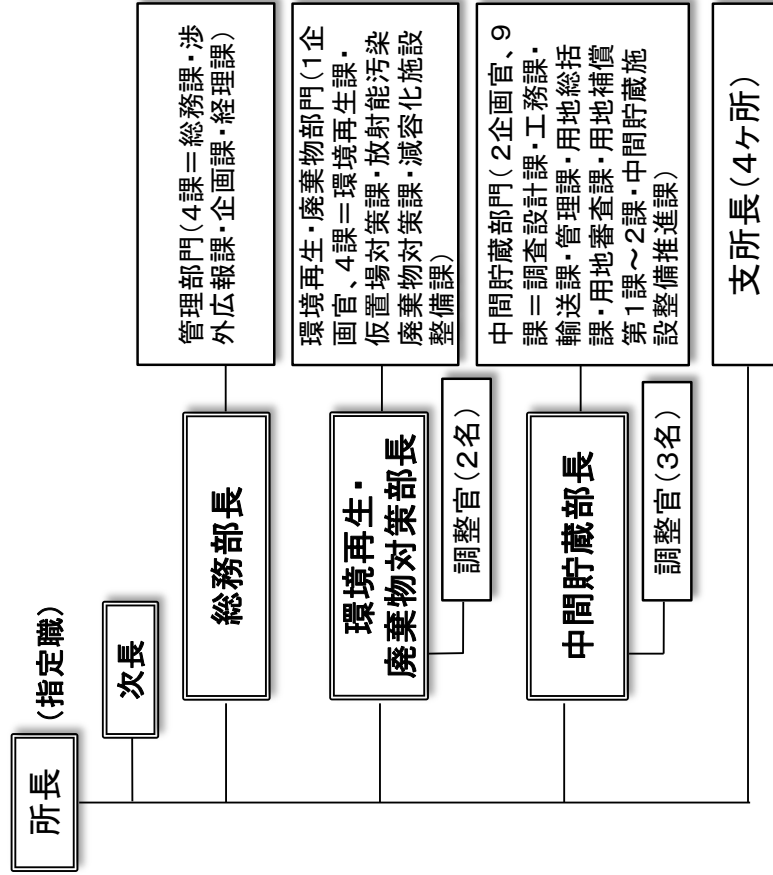
# 福島地方環境事務所の体制の強化について(案)

- ・高度かつ困難な事業遂行には、首長などとの  
ハイレベルでの調整が必要
  - ・事業量の増大により、所長による一括管理に限界
- ⇒ 所長を指定職化
- ⇒ 所長の下に次長、部長を置き、  
ピラミッド型の管理体制に強化

機構(現行)



機構(H30.4.1より)



(参考)福島地方環境事務所の平成30年度の定員については、現行の591名に対し若干の増員(595名)を確保